

2018年5月11日

払込票にてガス料金をお支払い頂いていますお客さまへ

久留米ガス株式会社

4月分「ガス料金等払込票」通信欄の記載誤りについてのお詫び

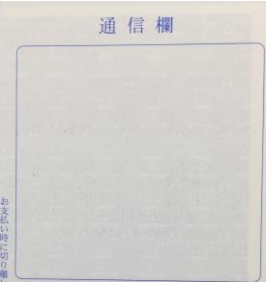
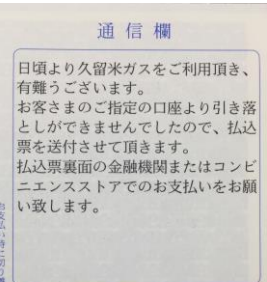
平素は弊社のご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年5月9日に弊社よりお客さまへ郵送にてお送りしております、4月分「ガス料金等払込票」の通信欄に誤った文言を記載しておりました。

この不手際により、お客さまには多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受けとめ、今後はこのようなことがないよう、再発防止に向けて万全を期してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

尚、お手元にごございます4月分払込票は、通常通りコンビニエンスストアにてご使用いただけます。

【正】	【誤】
 <p>通信欄</p> <p>※左の払込票にて、裏面のコンビニエンスストア、金融機関または弊社営業窓口へお払い込みをお願いいたします。 ※払込金額が30万円を超える場合は、金融機関窓口をご利用ください。 ※遅取加算額とは、早取料金支払期限日を過ぎてお支払の場合に適用される料金(早取料金の3%の金額)です。</p> <p>(お問い合わせ先) 久留米ガス株式会社 営業部 TEL(0942)36-2600 〒830-0003 久留米市東櫛原町1089</p>	 <p>通信欄</p> <p>日頃より久留米ガスをご利用頂き、有難うございます。 お客さまのご指定の口座より引き落としができませんでしたので、払込票を送付させていただきます。 払込票裏面の金融機関またはコンビニエンスストアでのお支払いをお願い致します。</p> <p>※左の払込票にて、裏面のコンビニエンスストア、金融機関または弊社営業窓口へお払い込みをお願いいたします。 ※払込金額が30万円を超える場合は、金融機関窓口をご利用ください。 ※遅取加算額とは、早取料金支払期限日を過ぎてお支払の場合に適用される料金(早取料金の3%の金額)です。</p> <p>(お問い合わせ先) 久留米ガス株式会社 営業部 TEL(0942)36-2600 〒830-0003 久留米市東櫛原町1089</p>

この件に関するお問合せ

久留米ガス株式会社
お客さまサービスグループ

【電話番号】

0942-36-2600

【電話受付時間】

月～金曜日 8:50～17:35